

【保険料率の変更に関する法律上の手続】

<健康保険法>

第160条 (略)

2 (略)

3 都道府県単位保険料率は、支部被保険者を単位として、次に掲げる額に照らし、毎事業年度において財政の均衡を保つことができるものとなるよう、政令で定めるところにより算定するものとする。

一～三 (略)

4・5 (略)

6 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、あらかじめ、理事長が当該変更に係る都道府県に所在する支部の支部長の意見を聞いた上で、運営委員会の議を経なければならない。

7 支部長は、前項の意見を求められた場合のほか、都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ当該支部に設けられた評議会の意見を聞いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

8 協会が都道府県単位保険料率を変更しようとするときは、理事長はその変更について厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

9 厚生労働大臣は、前項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

10～13 (略)

14 特定保険料率は、各年度において保険者が納付すべき前期高齢者納付金等の額及び後期高齢者支援金等の額（協会が管掌する健康保険及び日雇特例被保険者の保険においては、その額から第153条及び154条の規定による国庫補助額を控除した額）の合算額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

16 介護保険料率は、各年度において保険者が納付すべき介護納付金（日雇特例被保険者に係るものを除く）の額（協会が管掌する健康保険においては、その額から153条第二項の規定による国庫補助額を控除した額）を当該年度における当該保険者が管掌する介護保険第2号被保険者である被保険者の総報酬額の総額の見込額で除して得た率を基準として、保険者が定める。

17 協会は、第14項及び第15項の規定により基本保険料率及び特定保険料率を定め、又は前項の規定により介護保険料率を定めたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に通知しなければならない。

都道府県単位保険料率の決定に関する関係条文②

【激変緩和率による保険料率の調整】

＜平成18年健康保険法等改正法 附 則＞

第31条 平成20年10月改正健保法第160条第3項の規定に基づき算定した都道府県単位保険料率のうち、第4条の規定の施行の日の前日における旧政管健保の一般保険料率との率の差が政令で定める基準を上回るものがある場合においては、同項の規定にかかわらず、協会は、成立の日から平成32年3月31日までの間に限り、政令で定めるところにより、都道府県単位保険料率の調整を行い、運営委員会の議を経て、当該算定した都道府県単位保険料率とは異なる都道府県単位保険料率を定めるものとする。

【定款変更に関する法律上の手続】

＜健康保険法＞

第7条の6 協会は、定款をもって、次に掲げる事項を定めなければならない。

一～九 （略）

十 その他組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定める事項

2 前項の定款の変更（厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

3 協会は、前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に届けなければならない。

4 協会は、定款の変更について第2項の認可を受けたとき、又は同項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第7条の19 次に掲げる事項については、理事長は、あらかじめ、運営委員会の議を経なければならない。

一 定款の変更

二 第7条の22第2項に規定する運営規則の変更

三 協会の毎事業年度の事業計画並びに予算及び決算

四 重要な財産の処分または重大な債務の負担

五 第7条の35第2項に規定する役員に対する報酬及び退職手当の支給の基準の変更

六 その他協会の組織及び業務に関する重要事項として厚生労働省令で定めるもの

2・3 （略）

＜健康保険法施行規則＞

第2条の2 健康保険法（大正11年法律第70号、以下「法」という）第7条の6第1項第10号の厚生労働省令で定める事項は、保険料に関する事項とする。

令和3年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

「現状・課題」

第107回運営委員会(11/25)の資料から
納付猶予及び医療給付費の記載を変更

- ✓ 協会けんぽの令和元年度決算は、収入が10兆8,697億円、支出が10兆3,298億円、収支差は5,399億円と、収支差は前年度に比べて▲550億円となったものの、準備金残高は3兆3,920億円で給付費等の4.3か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによるものである。
- ✓ 一方、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の観点などから、今後も予断を許さない状況にある。
 - ・高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、後期高齢者が急増するため、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。（詳細はP.29参照）
 - ・平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化しており、賃金の動向も不透明であること。（詳細はP.32参照）
 - ・高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載が増加していくと見込まれること。（詳細はP.23参照）
- ✓ 加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による経済情勢の悪化により、令和2年4月～9月にかけて被保険者数の伸びが急激に鈍化するとともに、令和2年10月30日時点で約1,594.7億円の保険料の納付猶予が発生するなど、保険料収入の減少等が見込まれる状況にある。
- ✓ また、医療機関への受診抑制により、加入者一人当たり医療給付費（稼働日数調整後）が対前年同月比で、令和2年4月から7月までマイナスとなっていたのが、8月は+0.3%、10月は-1.6%となっている。（詳細はP.36参照）
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーション（詳細はP.6～8参照）を行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

令和3年度平均保険料率に関する論点②

令和3年度平均保険料率に関する論点

第108回運営委員会
資料1-2

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」（詳細はP.3参照）

2. 保険料率の変更時期

«現状・課題»

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいのか。

熊本支部評議会における主な意見

開催日：令和2年10月20日

- コロナ騒動により日本の医療保険制度のすばらしさが示された。この制度を守るためには一人一人が健康意識を持つことが重要である一方、国としても国庫補助の引き上げを検討していただきたい。協会には国への働きかけをお願いしたい。
- コロナ禍の今、目先の経営に行き詰って助成金を利用している現状がある。準備金を取り崩す事態になっても保険料率のこれ以上の引き上げは考えられない。時間外受診の是正や健康経営の実践など、できることをやっていくしかない。
- 事業主としては、保険料率を引き下げていただきたいというのが本音。しかしながら上昇幅が大きくなることを考えると、10%維持やむなしという苦渋の決断をせざるをえない。
- 熊本は、医療費が高く平均保険料率が10%であったとしても、10%を超える保険料率になってしまう。保険料率引き下げに向けては、インセンティブ項目に力を入れることが重要だと考える。
- 協会けんぽの赤字構造など財政的な問題点を加入者全体に知らせることが必要ではないか。

1. 平均保険料率

- コロナ禍という状況であるが、高齢化の進行、現役世代の減少という構造的な課題は変わっていない。健全な財政基盤を確保していくことが基本であり、10%維持に賛成である。一方で準備金残高が積みあがっており、これまで以上に丁寧な説明が必要である。
- 新型コロナウイルス感染症で先行き不透明であり、景気回復には時間がかかることが見込まれる。今後、数年は厳しい財政状況になることが見込まれるため、令和3年度の保険料率を10%維持することが適当であると考え。なお、協会けんぽには、国庫補助率を上限20%に引き上げるよう国へ強く要望していただきたい。
- 評議会の意見の中でコロナの影響で一時的に保険料率を下げてはどうかという意見も見受けられたが、保険料の納付猶予で対応されていると考える。コロナで先行き不透明な中で、保険料率を変更することはリスクが高いと考える。
- 現状の保険料率の維持を支持したい。多くの支部で現状の10%維持を支持していると思われる。新型コロナの影響が今後さらにでてくると考えると将来的な引き上げ幅を緩和するという効果を視野に入れて10%維持を支持したい。一方で、事務局が出された資料の準備金の予測値と実際の値と乖離が出た場合は、しっかりと検証し、次年度に還元するなど新たな対応を議論する必要があるのではないかと。
- 現状の10%維持に賛成である。資料から保険の財政が赤字構造であることが読み取れるため、コロナの影響で保険料収入が増加しない中、赤字構造を改善するには支出を減らす必要がある。マイナンバーカード等を活用して、医療費削減につながる提言を国に対して行ってほしい。
- 保険料を10%に据え置くことはコロナ禍で苦しんでいる事業主や従業員の理解を得ることは難しい。コロナ禍の中で、保険料の引き下げや国庫負担の増額に言及した支部評議会の意見も多くあるため、本部としても十分にこの内容を検証して運営委員会に来年度の保険料率に係る議論を諮るべきである。保険者として収支の均衡のみを見るのではなく、加入者の持続的な発展につながるような、加入者への支援策を積極的に国へ要望していただきたい。

2. 保険料率の変更時期

- 令和3年4月納付分から変更することについて、特段の異論はなし。

令和3年度の保険料率について（各支部評議会における主な意見）

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（新型コロナウイルス感染症拡大による協会財政に対する影響はあると考えられるが、基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。意見の提出状況並びに平均保険料率に対しての意見の概要は以下のとおり。

第107回運営委員会
資料1-2

		※（ ）は去年の支部数
意見の提出なし	6支部	(13支部)
意見の提出あり	41支部	(34支部)
① 平均保険料率 10%を維持すべきという支部	31支部	(21支部)
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部	(7支部)
③ 引き下げるべきという支部	2支部	(2支部)
④ その他(平均保険料率に対しての明確な意見なし)	3支部	(4支部)

※ 保険料率の変更時期については、4月納付分（3月分）以外の意見はほぼなし。

令和3年度政府予算案を踏まえた収支見込み（医療分）

医療分

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	95,939	94,432	98,596	H24-R2年度保険料率： 10.00% R3年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,113	12,719	12,456	
	その他	645	285	237	
	計	108,697	107,437	111,289	
支出	保険給付費	63,668	62,175	66,838	―― 拠出金等対前年度比 ―― + 272 + 172 } + 443 ▲ 0
	前期高齢者納付金	15,246	15,302	15,573	
	後期高齢者支援金	20,999	21,320	21,492	
	退職者給付拠出金	2	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	3,383	3,430	4,497	
	計	103,298	102,227	108,400	
単年度収支差		5,399	5,209	2,889	○R3年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R3年度均衡保険料率： 9.70%
準備金残高		33,920	39,129	42,018	

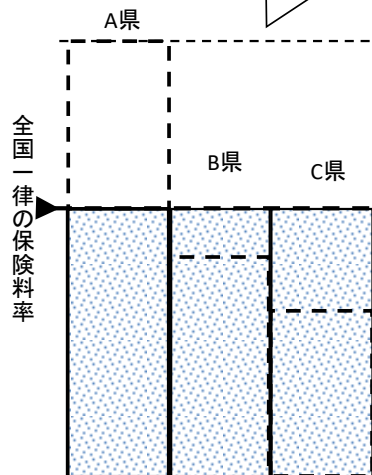
注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。
- 都道府県単位保険料率になることで、保険料率が大幅に上昇する場合には、激変緩和措置を講じる。

全国一本の保険料率
(20年9月まで)

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律



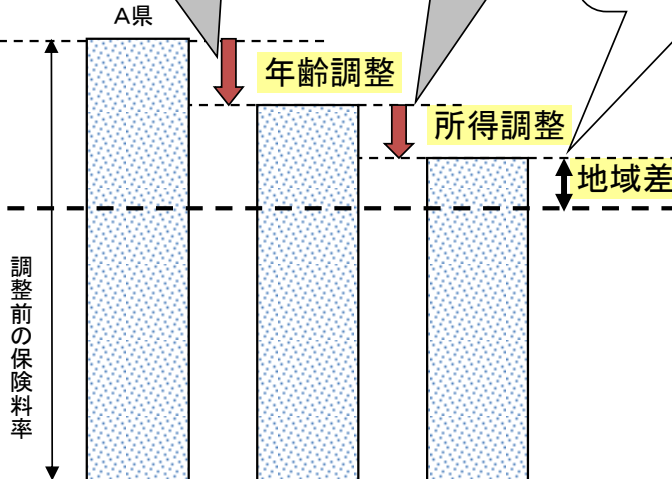
都道府県単位保険料率(20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。

インセンティブを反映



各都道府県の保健事業等に要する保険料分を合算

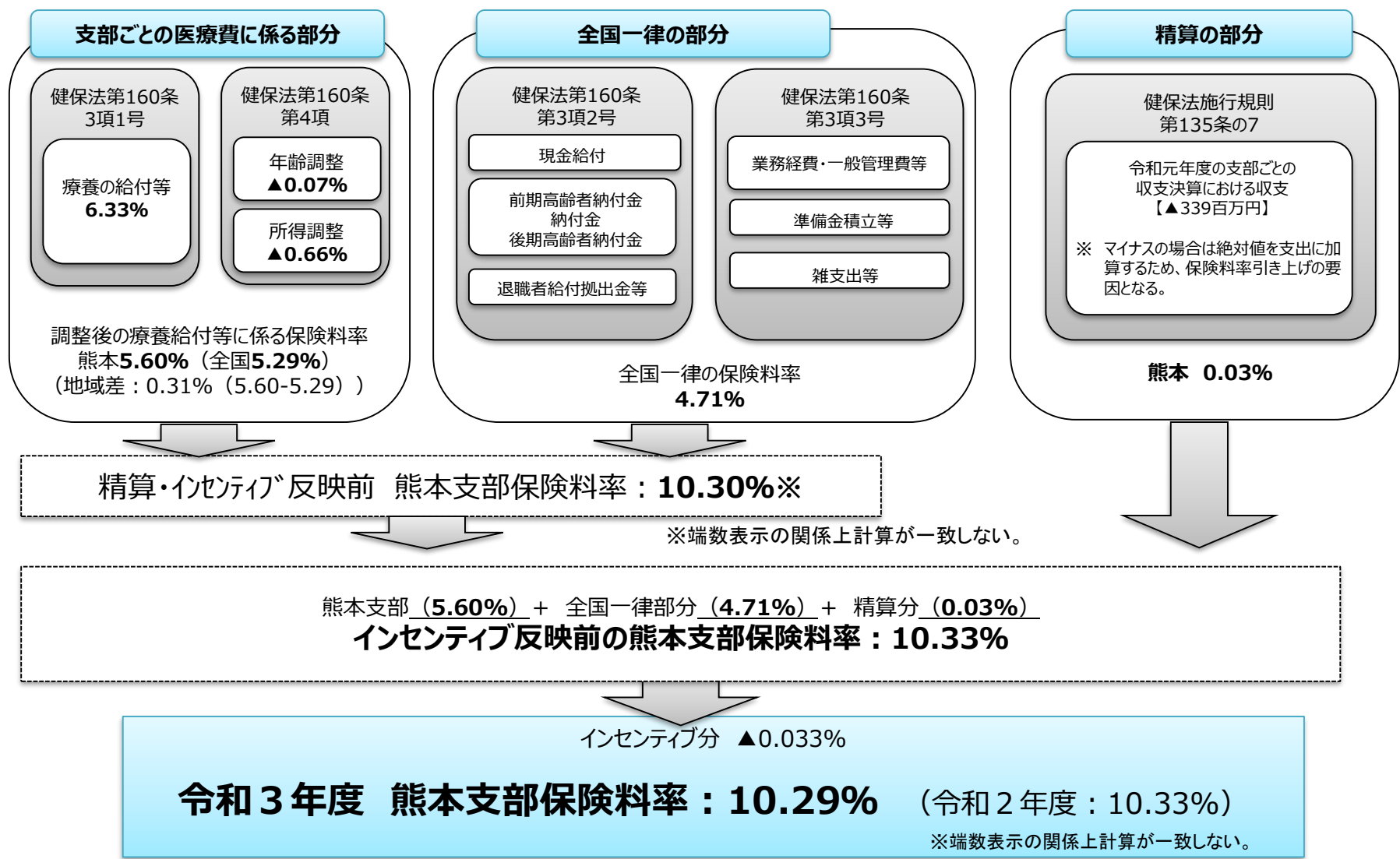
後期高齢者支援金など全国一律で賦課される保険料分を合算

最終的な保険料率

(※) 激変緩和措置は、医療に要する費用の適正化等に係る協会の取組の状況に応じて平成36年3月31日までの間で政令で定める日(現時点では、激変緩和措置の期限は平成32年3月31日まで)

(※) 災害等特殊事情についても、適切な調整を行う。

令和3年度熊本支部保険料率（暫定版）



※0.04%の引き下げに伴う負担：標準報酬月額300,000円の場合の月の負担額 → 120円減（労使折半前）

都道府県単位保険料率の算定に係る基礎データ推移（熊本支部）

	基礎データ	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込み)	令和2年度との差と 増減の要因、補足	
A	医療給付費についての調整前の 支部の所要保険料率	5.97%	6.25%	6.33%	+0.08	支部の医療給付費の増加 (年齢構成の影響あり)
B1	年齢調整	▲0.02%	▲0.03%	▲0.07%	▲0.04	支部の年齢構成が 全国平均より高くなったため
B2	所得調整	▲0.65%	▲0.64%	▲0.66%	▲0.02	支部の所得水準が 全国平均より下がったため
C	医療給付費についての調整後の 保険料率(A)+(B1)+(B2)	5.31%	5.58%	<u>5.60%</u>	+0.02	支部の医療給付費の増加
a	医療給付費についての 全国の所要保険料率	<5.18%>	<5.27%>	<5.29%>	+0.02	全国の医療給付費の増加
D	共通料率	4.82%	4.73%	<u>4.71%</u>	▲0.02	第2・3号経費（準備金積み立て 経費など）の減少
E	支部の所要保険料率(C)+(D)	10.13%	10.31%	10.30%	▲0.01	共通保険料率が下がったため
F	<激変緩和率>	<8.6/10>	<10/10>	<10/10>	(補足) 激変緩和措置とは、保険料率が全国同一から都 道府県単位に変わった際の、大幅な上昇を緩和 するための措置（平成31年度で終了）	
G	<激変緩和措置> {(C)-(a)}×(F)	<0.11%>	<0.31%>	<0.30%>		
H	収支差による保険料率(H)	0.07%	0.04%	<u>0.03%</u>	▲0.01	令和元年度の精算（見込みと決算 に乖離があった。乖離は前年よりも 小さかった）
I	熊本支部の健康保険料率 (a)+(D)+(G)+(H)	10.18%	10.35%	<u>10.33%</u>	▲0.02	
J	インセンティブ分		▲0.013%	▲0.033%	▲0.02	実績：30年度8位→元年度6位 インセンティブ分保険料率 0.001%→0.004%
	熊本支部の健康保険料率 (インセンティブ反映後) (I)+(J)		<u>10.33%</u>	<u>10.29%</u>	▲0.04	

※端数表示の関係上計算が一致しない。

令和3年度都道府県単位保険料率に関する資料（暫定版）

令和3年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

保険料率（%）	支部数	
10.68	1	23
10.45	1	
10.36	1	
10.30	1	
10.29	3	
10.28	1	
10.26	1	
10.24	1	
10.22	3	
10.18	1	
10.17	1	
10.16	1	
10.11	2	
10.06	1	
10.04	1	
10.03	2	23
10.01	1	
10.00	1	
9.99	1	
9.98	1	
9.97	1	
9.96	1	
9.95	1	
9.91	1	
9.87	1	
9.84	1	
9.83	2	
9.81	1	
9.80	1	
9.79	2	23
9.78	1	
9.74	2	
9.72	1	
9.71	1	
9.66	1	
9.64	1	
9.59	1	
9.50	1	

令和3年度都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

令和2年度保険料率 からの変化分		支部数
料率（%）	金額（円）	
+0.15	+225	1
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	4
+0.03	+45	4
+0.02	+30	1
+0.01	+15	3
0.00	0	1
▲0.01	▲15	4
▲0.02	▲30	4
▲0.03	▲45	4
▲0.04	▲60	1
▲0.05	▲75	2
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	1
▲0.08	▲120	2
▲0.09	▲135	2
▲0.10	▲150	1
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	1
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1

注1. 「+」は令和2年度保険料率が令和元年度保険料率よりも上がったことを、「▲」は下がったことを示している。
 2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額、労使折半後）の増減である。

熊本支部保険料率の推移

一般被保険者	任意継続被保険者	平均 健康保険料率	熊本支部 健康保険料率	前年度増減	激変緩和率 ●●／１０	インセンティブ
平成15年4月分から	平成15年５月分から	８．２０％	８．２０％	—	—	—
平成21年９月分から (都道府県単位保険料率へ移行)	平成21年10月分から	８．２０％	８．２３％	+0.03%	１．０	—
平成22年３月分から	平成22年４月分から	９．３４％	９．３７％	+1.14%	１．５	—
平成23年３月分から	平成23年４月分から	９．５０％	９．５５％	+0.18%	２．０	—
平成24年３月分から	平成24年４月分から	１０．００％	１０．０７％	+0.52%	２．５	—
平成25年３月分から	平成25年４月分から	１０．００％	１０．０７％	±0	２．５	—
平成26年３月分から	平成26年４月分から	１０．００％	１０．０７％	±0	２．５	—
平成27年４月分から	平成27年５月分から	１０．００％	１０．０９％	+0.02%	３．０	—
平成28年３月分から	平成28年４月分から	１０．００％	１０．１０％	+0.01%	４．４	—
平成29年３月分から	平成29年４月分から	１０．００％	１０．１４％	+0.04%	５．８	—
平成30年３月分から	平成30年４月分から	１０．００％	１０．１３％	▲0.01%	７．２	—
平成31年３月分から	平成31年４月分から	１０．００％	１０．１８％	+0.05%	８．６	—
令和２年３月分から	令和２年４月分から	１０．００％	１０．３３％	+0.15%	１０	▲0.013%
令和３年３月分から	令和３年４月分から	１０．００％	１０．２９％	▲0.04%	１０	▲0.033%

令和3年度 政府予算案を踏まえた収支見込み（介護分）

令和3年度の介護保険料率と介護納付金について

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R1年度	R2年度	R3年度	備考
		決算	直近見込 (R2年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R2年12月)	
収入	保険料収入	10,074	10,343	10,983	R1年度保険料率： 1.73% R2年度保険料率： 1.79% R3年度保険料率： 1.80% 納付金対前年度比 ⇒ + 242
	国庫補助等	515	-	-	
	その他	-	-	-	
	計	10,589	10,343	10,983	
支出	介護納付金	10,671	10,303	10,544	
	その他	-	21	-	
	計	10,671	10,324	10,544	
単年度収支差		▲ 82	19	438	
準備金残高		▲ 485	▲ 466	▲ 28	

注） 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

介護保険料率の推移

一般被保険者	任意継続被保険者	介護保険料率	前年度増減
平成20年3月分から	平成20年4月分から	1.13%	—
平成21年3月分から	平成21年4月分から	1.19%	0.06%
平成22年3月分から	平成22年4月分から	1.50%	0.31%
平成23年3月分から	平成23年4月分から	1.51%	0.01%
平成24年3月分から	平成24年4月分から	1.55%	0.04%
平成25年3月分から	平成25年4月分から	1.55%	据え置き
平成26年3月分から	平成26年4月分から	1.72%	0.17%
平成27年4月分から	平成27年5月分から	1.58%	▲0.14%
平成28年3月分から	平成28年4月分から	1.58%	据え置き
平成29年3月分から	平成29年4月分から	1.65%	0.07%
平成30年3月分から	平成30年4月分から	1.57%	▲0.08%
平成31年3月分から	平成31年4月分から	1.73%	0.16%
令和2年3月分から	令和2年4月分から	1.79%	0.06%
令和3年3月分から	令和3年4月分から	1.80%	0.01%

※ 0.01%の引き上げに伴う負担：標準報酬月額300,000円の場合の月の負担増額 → 30円（労使折半前）

令和3年度保険料率改定に係る広報スケジュール

